

2. 管理体制の概要

(1) 経営会議の役割

経営会議は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理態勢の改善を図ります。

(2) 担当役員の役割

金融円滑化管理部門を統括する担当役員は、審査第一部を所管する担当役員とし、金融円滑化の状況を把握し、適正な管理態勢の整備・確立に向けて具体的な対策を検討します。

(3) 主管部及び金融円滑化管理責任者の役割

金融円滑化管理全般を統括する主管部を審査第一部、担当部長を金融円滑化管理責任者とし、関連部署及び営業部店に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理します。また、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、関連部署及び営業部店に対して指導・監督等を行ない、中小企業金融円滑化法を踏まえ、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう具体的施策を実施します。

